

# 静岡高校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）、静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月施行、平成 30 年 3 月改定）に基づき、いじめの防止・対策等について、以下を定める。

## 1 いじめの定義（いじめ対策防止推進法）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 基本的な考え方

生徒が適切な社会性を身につけるためには、集団内で自らがどのように処すべきかを学ぶ必要がある。そのためには対人関係上の技術や方法論の習得のみならず、土台となる姿勢や豊かな情操と想像力、道徳心を養うことが重要である。

こうした姿勢や感情を育む場として、家庭や学校、地域社会がある。

少子高齢化や価値観の多様化が進み、家庭や地域のありようが急激に変化する中、年齢の近い生徒たちが異なる価値観を持ちながら集団で生活し、人間関係を醸成する学校という場の持つ意義は大きい。

学校は、生徒各々が確かな自尊感情を育み、他者の存在や考え方を尊重する姿勢や態度を身につけ、思いやりの心を持ちながら互いに切磋琢磨し、たくましく成長する学習プログラムや教育環境を提供する責任がある。またこれにより成り立つ良好な人間関係の構築が、いじめの防止等に資すると考える。

上記の考え方にに基づき、いじめの防止、早期発見、措置を組織的かつ適切に実施するものとする。

### 【共通の認識】

- ・いじめ（弱い者いじめ）はあってはならない。
- ・いじめはどの生徒にも起こりうる。
- ・いじめ等が疑われる事案を軽んじない、隠蔽しない。
- ・「いじめではない」と軽々な発言をしない。
- ・いじめられた生徒に起こる最悪の事態を鑑みたこの法案を、重く受け止める。

### 3 組織

校内に「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「対策組織」）を設置する。  
組織の構成員及び業務は以下の通り。

#### 【名称】

- ・名称は「いじめ対策委員会」とする。

#### 【構成員】

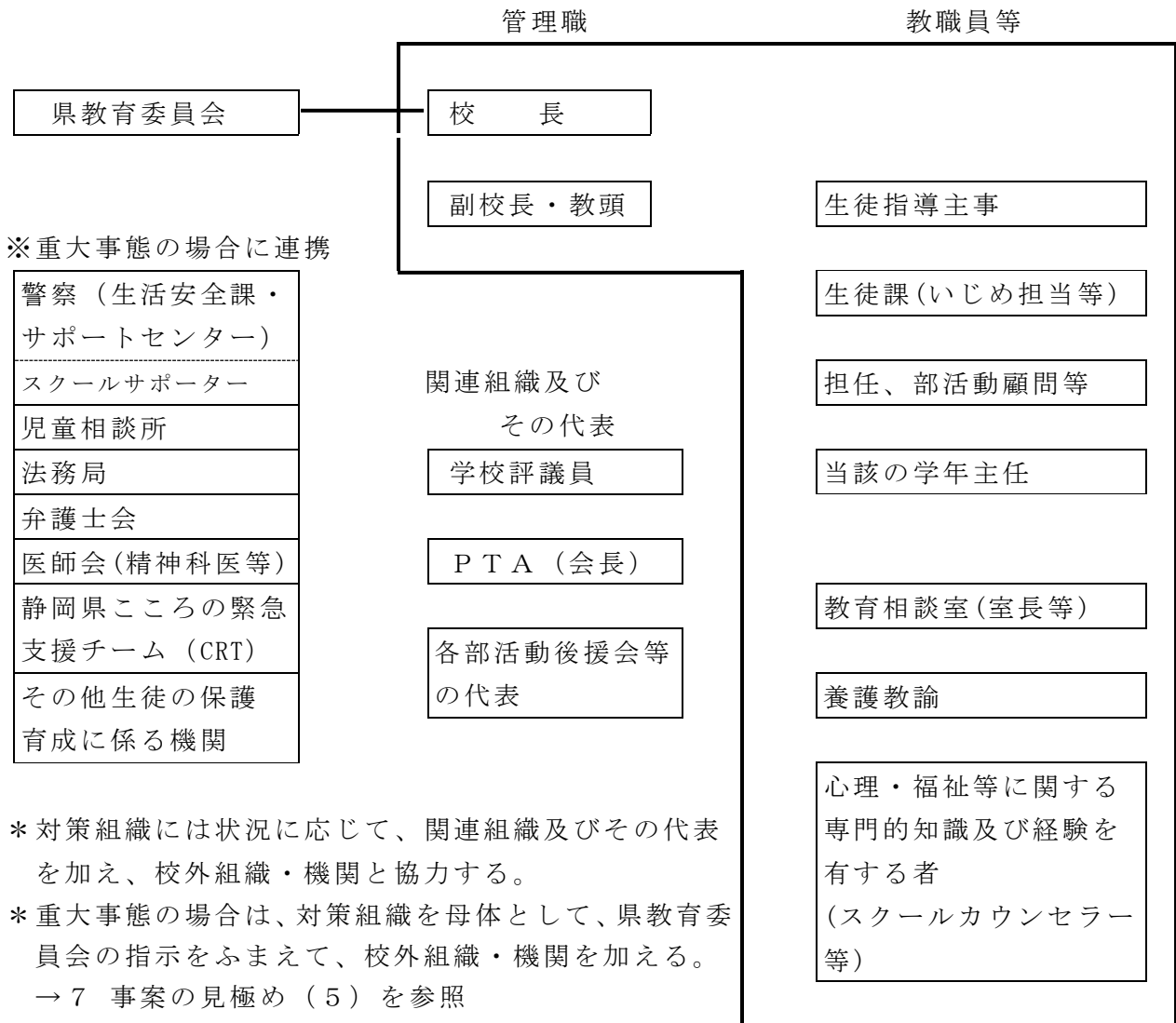
- ・事案の程度・内容に基づき、対策組織にあつては機動性に配慮して、管理職を含め関係教員等の適正対象及び人数で組織する。また、必要な場合は、関連組織およびその代表を加え、校外組織・機関との連携・協力態勢を築く。
- ・事案が重大な場合は、別に組織する。

#### 【業務】

- ・いじめにおける防止及び早期発見の手段等の策定。
- ・いじめに係る一般的な調査及び措置の実施。

#### 【校外組織・機関】

#### 【対策組織】



#### 4 いじめ防止等のための基本的な方策

月	ねらい	対 象	内 容
4	防止	全学年生徒 1年生	アイスブレイク（グループエンカウンターによるクラスの間関係づくり） 生徒アンケート調査（1年生入学時）
6	防止 早期発見・防止	全学年生徒 全学年生徒	いじめ防止教室（いじめ発生に関する理解） 生徒アンケート調査、指導等
9	防止 早期発見・防止	全学年生徒 全学年生徒	自己点検シートによる振り返り 生徒アンケート調査、指導等
	職員研修	教職員	いじめ防止マニュアル
10	啓発活動	保護者	各学年PTAでのスマホ・ケータイの使用に関する資料と生徒課長による説明
11	防止 早期発見・防止	1年生 全学年生徒	SNS講座 生徒アンケート調査、指導等
2	職員研修	教職員	スクールカウンセラーによる生徒理解のための研修会
随時	啓発活動	各学年生徒	学年通信を利用した啓発、学年集会での講話
随時	防止 早期発見	全学年生徒 職員	教育相談室での相談業務（昼休みの定時業務ほか） 相談室連絡会議（必要に応じてケース会議）
随時	防止 早期発見	全学年生徒	保健室での相談業務
随時	防止 早期発見	全学年生徒	ネットパトロールへの対応

## 5 指導上の留意点（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を参考）

### ◎防止

#### 1 ストレスの軽減

- ・一人一人を大切にしたい、分かりやすい授業を行う。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を提供する。
- ・ストレス解消方法を積極的に持つことを奨励する。
- ・ストレスの適切に対処できる方法、能力を育成する。
- ・誰かに相談できる雰囲気づくりを行う。
- ・校内外を問わず、自己有用感や自己肯定感を育む。認められている、役に立っているという感覚を醸成する。

#### 2 適切な言語環境

- ・教職員が適切な言葉の使用に配慮する。
- ・（ネット内での）安易な誹謗・中傷用語の使用を是正する。

#### 3 不適切な認識の是正

不適切な例として…

いじめられる側にも問題がある。

大人に伝える（言いつける）ことは卑怯だ。

いじめを見て見ぬふりをするのは悪いことではない。など

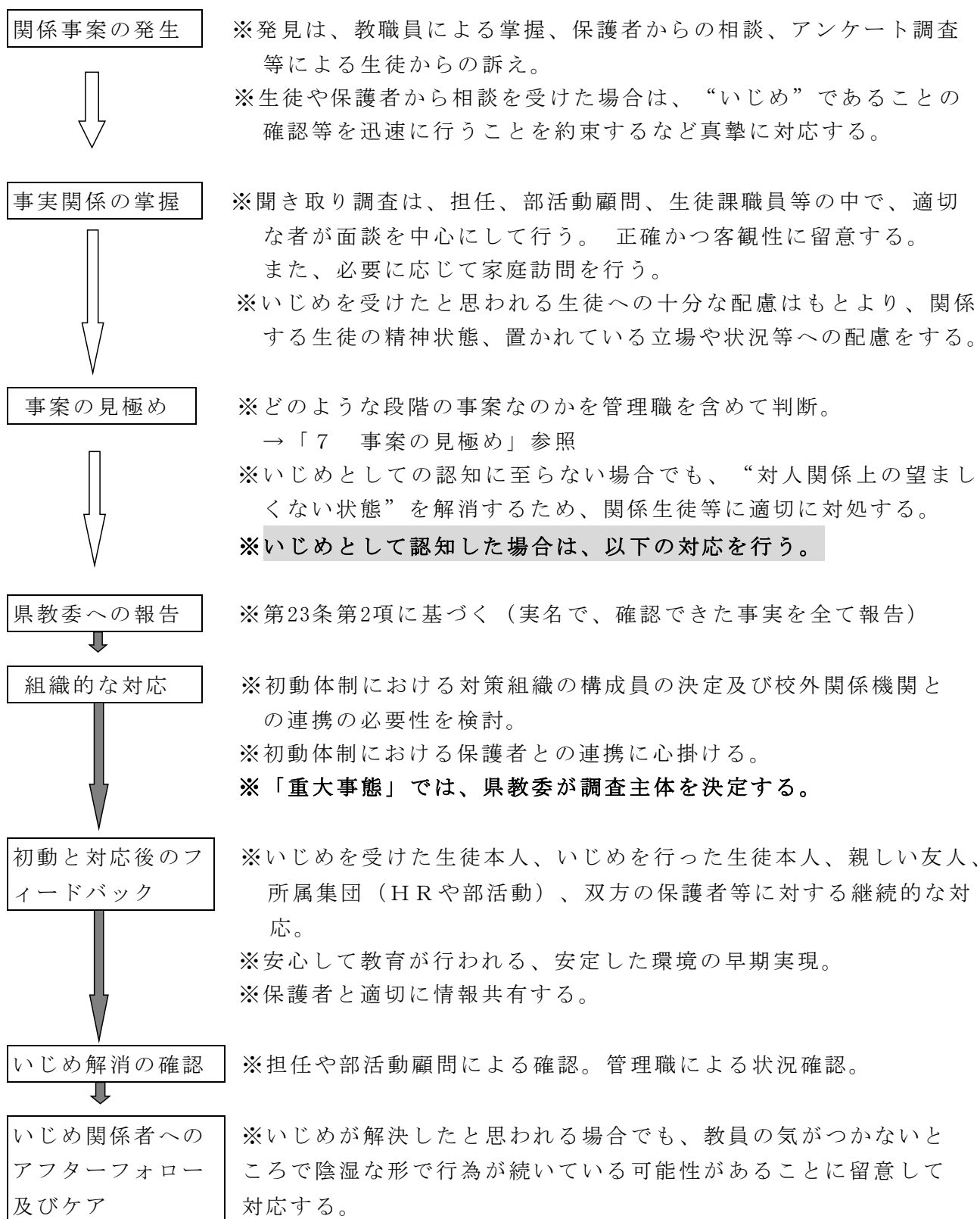
### ◎早期発見

- ・いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われる事を認識する。
- ・些細な兆候でも、いじめの疑いがあることを認識する。
- ・生徒の様子や人間関係等について、教職員間で情報交換、情報共有を積極的に行う。
- ・休み時間や放課後の様子、言動等に留意し、学級の日誌類なども適切に利用する。

### ◎措置

- ・いじめと疑われる行為を速やかにやめさせる。  
（ネット上の不適切な書き込みの削除等も含む）
- ・いじめを受けた生徒及びいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・事態が拡大、悪化する前に組織的な対応を行う。
- ・謝罪や責任を問うこと以外にも、社会性の向上等生徒の人格形成に主眼を置いた対応を行う。
- ・保護者の協力、関係機関、専門機関との連携に留意する。
- ・家庭訪問等により、保護者には迅速に事実関係を伝える。
- ・落ち着いた教育を受けることができる環境の早期実現。

## 6 事案発生からいじめの認知・措置へ向けて（基本的な流れ）



## 7 事案の見極め

見極めにおいては、概ね次のような軽重の段階(レベル)が想定される。

- (1) いじめと認められる段階には至らないが、対人関係上の望ましくない状態と認められる段階。
- (2) いじめと認められる段階
- (3) いじめと認められ、外部の組織や機関の支援が必要と思われる段階
- (4) いじめと認められ、“犯罪行為として取り扱われるべきもの”と思われる段階。
  - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、所轄警察署と連携する。(第23条第6項)
- (5) いじめと認められ、“重大事態”と思われる段階(第28条)
  - ・いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - (例) 自殺を図った。身体に重大な傷害を負った。金品等に重大な被害を被った。精神性の疾患を発症した。ときなど
  - ・いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - (例) 相当の期間とは年間30日を目安とするが、それより短い場合であっても、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

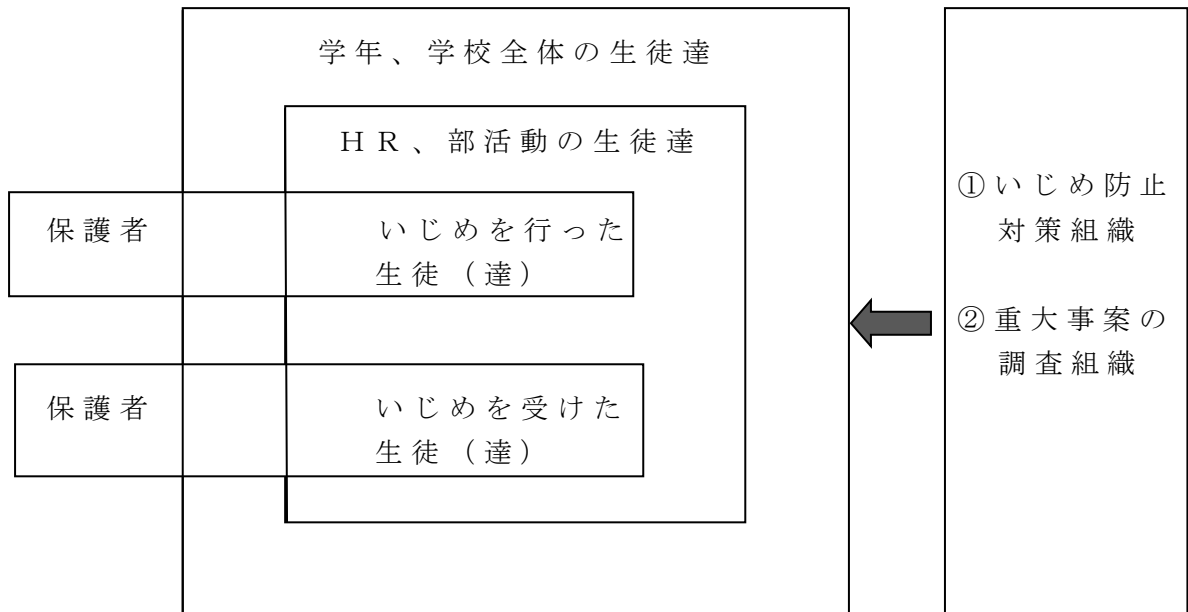
**“重大事態”の場合は、「事実関係を明確にするための調査等を行う組織(以下「調査組織」)を「対策組織」を母体として設置する。**

なお、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に陥ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして県教育委員会に報告、調査に当たる。

- ・県教育委員会が調査組織や調査組織の構成員等に関し、学校を指導、支援する。  
状況により、県教育委員会により学校外に調査組織が設置される場合がある。
- ・校外の職能団体への協力要請が必要な場合は、県教育委員会を通じて行う。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果について適切に情報提供する。
- ・県教育委員会を經由して県知事へ報告。県知事の指示により、別組織による再調査もあり得る。

## 8 対応・措置へ向けて

### (1) 対象など



### (2) 対応・措置等の例

- ・いじめの中止（電子メディア等の削除を含む）
- ・原因、行為、招いた結果の整理（事実関係や心情等）
- ・行為の意味やその影響の理解
- ・本来とるべきだった望ましい対応の理解
- ・精神的なケア
- ・生徒指導上の措置
- ・再発防止  
など

### (3) 手段等の例

- ・個別面談
- ・家庭訪問
- ・H R、部活動内での講話
- ・学年、全校の集会
- ・文書による事実の公表、啓発  
など